

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

（1）大学・学科の設置理念

①大学

北星学園大学（以下、本学と略記）は、明治20(1887)年に北海道（札幌市）における女子高等教育の先駆けとなる「スミス塾」をその礎とする学校法人北星学園を母体とし、昭和37(1962)年、北星学園大学（文学部2学科）として設立され、地域社会とともに歩み発展してきた。昭和40(1965)年には経済学部、平成8(1996)年には社会福祉学部を設置し、以後、学科・大学院を順次増設し、3学部8学科、3研究科を擁する北海道地方を代表する私立文科・社会科系総合大学となっている。

本学の教員養成の理念は、創立者サラCスミスが掲げた建学の精神「各分野と実生活においてさまざまな義務と責任を全うしうる『役立つ知識』の教授と、宗教的・霊的影響による人格の育成」に由来し、創学以降、北海道地区の高等教育発展(特に女子教育)に努め、教員養成の分野においては大正15(1926)年に小学校・英語及び音楽教育において活躍できる指導者と人材を輩出するなど役割を担っており、昭和37(1964)年の設立以降は、「キリスト教による人格教育を基礎とし、広く教養を養うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知識、応用的能力を発揮させること（学則第1条）」を目標に掲げ高等教育機関として教員養成にも尽力をしている。

また、スミスから継承した教育理念（社会奉仕や対話式的な実際的な教育方法）による教育活動の実践をとおして、教育目標である「人間性（キリスト教に基づく人格形成教育）・社会性（協調性や共同性）・国際性（グローバル社会への対応能力）」の基本要素に加え、「自らが時流や利害に流されない独立した人格の形成」、「謙虚に学び続ける姿勢」と「見識と責任の自覚」を有し、社会に貢献する学生を育成し、建学の精神等に基づく豊かな人間性と高い専門性、实际的・応用的知識に裏付けられた人材を社会に輩出していくこと、そして、地域社会・国際社会の変化や時代の要請に応答する事のできる教育者を輩出することが、本学の教員養成の理念と構想である。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

現代社会においては、経済のグローバル化に伴い、都市部では人々の移動性・流動性が高まり、個人主義的傾向の助長と相まって、「異」を排斥する傾向が強まるなど、地域におけるつながりの希薄化・弱体化がみられる。また、地方都市・中山間地域では、過疎化・高齢化の進行に加えて、それを背景とした若年層の人口流出も既に生じており、自治体ならび生活圏域である地域社会の存続そのものが危機に瀕しており、そのような現象は北海道において特に顕著である。

すなわち、都市部と地方都市・中山間地域ともに、地域社会が伝統的に有してきたセーフティーネット機能がますます脆弱化する中で、住民が抱える生活問題は深刻化・多様化・複雑化しつつある。

このような様相を呈する現代社会において必要とされるのは、それぞれの地域社会において、「多様性を認め合い、共に生きる社会の構築・実現を担う人材」「地域社会の活性化・地域づくりを担う人材」であり、それは次のような「テクノロジーでは代替できない『人ならではの力』」を有する人材である。

1. 社会生活上の困難に直面する人々に対して、共感をもってその相談に応じるとともに、多様な専門職および組織・機関や地域住民等との関係者と連携・協働できるコミュニケーション力。
2. 多様な生活問題とその背景にある社会構造の歪み・矛盾を発見し、それらを的確に捉える分析力。
3. 地域の社会資源を発掘・創造するとともに、住民の生活課題や地域課題の解決に向けて具体的方策を計画・企画・発議できるデザイン力。

4. 個人と地域社会の課題解決力の向上を促すとともに、必要に応じて自らが課題解決に取り組むことを直接的・間接的に支える支援力・教育力。

5. 個別的で複雑化・複合化したニーズを持つ人々を念頭に置きつつ、共生を志向するとともに、福祉マインドを持ってビジネス、行政、地域活性化や地域づくりに取り組むことができる企画・実践力。

6. 自らの専門的知識・技術の向上に取り組み、成長し続けることを可能とするために自己研鑽できる研究力。

これらの力を身に着けた人材を養成し、輩出することが社会福祉学科の設置理念である。

(2) 教員養成の目標・計画

①大学

本学のキリスト教(プロテスタント)に基づく建学の精神及び人間教育の理念を指針として、本学では以下のような3つの柱からなる教員養成ポリシーを掲げている。

- ① 教職を担うに足る豊かな人間性と、人を育む活動への目的意識・情熱を持ち続ける教員の養成。
- ② 深い学問的知識と時代の状況の中でその実際の活用・応用力を備えた、生涯を通じて学び続ける資質を持った教員の養成。
- ③ 異文化に開かれたコミュニケーション能力を駆使し、協同とチームワークで地域社会に貢献する独立人としての教員の養成。

従って、本学が養成に努めイメージする教員像は、第1にその教育者としての人間イメージとして、第2にその知識・能力の質の問題として、第3にはその社会的役割の側面からのイメージとして、3つの特徴づけが可能である。これらは本学のサラ・C・スミス以来の建学の理念と人間像を踏襲するとともに、大学教育の目標である「人間性・社会性・国際性」の育成という基本的性格とも有機的に結びついているといえる。

まず、第1の将来的な教育者のイメージとしては、人間性の豊かさを不可避の条件としつつその修養に努める教師像を適している。それは、未来の世代を育む営みとしての教育と、生涯にわたる自己の人間の成長とが合致するような自己実現の姿として描かれている。教育愛は、それ自体としては空疎であり、他者への人間愛と人を育てる営為への関心とその営為への情熱とその営為への目的意識の自覚的修養なしには、持続しえないだろう。「教職を担うに足る豊かな人間性」を強調し、育成すべき教員像に掲げる理由はここにある。本学の教育目標の最初に掲げられる「人間性の育成」にも、これは符合している。

第2の知識・能力観もまた、スミスが強調した「実際の知識と霊性」との統一という観点に裏打ちされている。大学における学問的知識の学修が単なる博学や浅薄な教養主義に縮減することを戒め、実社会の改善と人々の幸福のため活用されることが意識されている。今日、学士課程教育のベースに置かれる観点には、知識の実践的活用、知の汎用性という課題が強調されるが、本学の教員養成教育と育成すべき教員像のポイントにこそ、この観点の重要性が自覚されている。

最後に、第3の地域社会に貢献する独立人としての教員像である。これもまた、本学が「社会性」「国際性」を「人間性」に加えて教育目標に掲げる所以がある。というのも、異なる文化や民族への偏見を克服し、異文化に開かれたコミュニケーションを学是としてきた本学の真骨頂がここにあり、これも教員像にも符合しているといえる。さらに、「チーム学校」が政策的にも重要さをもつ今日において、本学が教員養成ポリシーとその教員像において重要視する、コミュニケーション能力の育成、協同とチームワークを主導的に担うことのできる人間として「独立人」という表現を用いている。

また、本学ではすでに旧来の3学部8学科において教職課程を有しており、2013年度から全学的なカリキュ

ラム改定に合わせて、下記のようなディプロマポリシーも策定している。今回申請する社会福祉学科においても、同様のポリシーを継続して育成目標として掲げていくこととしている。

教職課程ディプロマポリシー

1. 人を育てる活動に対する情熱や目的意識をいつまでも持ち続けることができ、自分を愛するように児童・生徒や保護者に寄り添い、理解し、連携することに努力を惜しまない教師
2. 教科専門に関する学問的知識や教育的指導力の研鑽に努め、教師としての教養や技能・実践力を身につけ、責務の自覚を兼ね備えた教師
3. 総合的な人間力としての主体性や積極性・行動力を発揮し、コミュニケーション能力を駆使して、チームワークや協調性を大切にし、社会に貢献する独立人としての教師

これらのポリシーにそった教員養成に取り組むため、北海道教育委員会や札幌市教育委員会と連携した学校ボランティアへの派遣を行っている。また、卒業生による現職教員組織との連携による研究会セミナーなどを毎年開催し現役学生との交流を行い、同じ学園内中学高校である北星学園大学附属高校や北星女子中等高等学校、北星余市高等学校教員による授業や学校見学なども行っており、すべて新学科においても継承していくものである。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

申請する新学科（社会福祉学科）は、既存の福祉臨床学科と福祉計画学科の学科統合による設置であるため、旧来の2学科で大切にしてきた学校教員養成の目標や観点などを基本的に継承していくものである。大学全体の教職課程におけるディプロマポリシーは上述の通りであるが、新学科においても、ポリシーに準拠しながら新学科独自の観点である福祉マインドを基礎にした教員養成を行うこととしている。高校公民や中学社会の基礎免許においては、社会福祉関連での専門性を担保するとともに、カリキュラム上に法学関係（社会福祉と法、権利擁護を支える法制度など）や医療経済、国際福祉、社会調査などの周辺領域に関する科目も配置し、現代社会における様々な課題にも対応できる教員養成を目指している。また、特別支援教育については、本学の卒業生も北海道内で多く教員として活躍していることもあり、卒業生を講師とした特別支援に必要な教育や心理、病理について多角的かつ臨床的視点から学べるようにカリキュラムを設定している。これらの科目設定により、新学科が求めている、『テクノロジーでは代替できない『人ならではの力』』を有する人材』としての学校教員養成を目指すこととしている。

（3）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

学科では、現代社会を生きる人々や地域社会が抱える諸課題と向き合い、「多様性を認め、共に生きる社会の構築・実現」「地域社会の活性化・地域づくり」に資する人材の育成を設置目的の一つとして掲げている。

1. 中学社会

グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎をやしなうことを設置の趣旨としている。基本的に小学校、中学校、高等学校一貫した社会教育の流れを重視し、高校公民での学びの基礎となる課程を設けることで中学生段階から高校や大学を見据えた社会のあり様やその社会と自分とがどのように関わって行くことが求められているのか、などの基本を学ぶ必要性を充足するための設置申請である。

また、中学社会は、地理、歴史、公民と広い分野にわたっていることから、地理や歴史分野における広範な基礎知識や概要を学ぶとも求められているが、アクティブ・ラーニングなどの教育法に関する科目

もカリキュラム上に設定し、知識偏重とならないよう自主的で深い学びなることを目指している。

2. 高校公民

このような学科目標に照らしあわせて、今後の国際化、多様化していく社会を見据え、国際社会で主体的に生きる平和で民主的な国家および社会の有為な形成者して必要な資質や能力を養える教員の育成を目指している。具体的には、学校教育法第30条第2項に示されている「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」および「学びに向かう力、人間性等」のように、プレゼンテーション能力や課題解決能力、共生社会の構築への高い意識等をもつ教員育成が求められており、本学科においては福祉をベースにした幅広いカリキュラムを設定することで、その実現が可能であるとしている。

また、申請する新学科は履修科目である「公共」についても重要視しており、社会の公共性を深く考察たり、追及・探求する学習や公共の基本的原理の習得、自立した主体として社会に参画するために必要な資質・能力の育成も大切に考えている。

3. 特別支援教育

本学科では、社会福祉学を基盤のコアカリキュラムとしていることから、障害の有無に限定せず、支援を必要としている人達、特に学齢期の児童や生徒への支援について幅広く学ぶことができるようになっている。貧困や経済格差が生み出す子どもへの影響やLGBTQなども対象に、支援を必要とする人も必要としない人も共に生きていく共生社会の実現を目指すために、学校教育とくに特別支援教育に携わる教員の要請は、新学科のみならず社会福祉学部としてもミッションの一つと考えている。

今回の設置申請では、特別支援の知的障害、情緒障害、肢体不自由の領域おける申請であるが、本学科では、発達障害や重度重複、視覚障害、聴覚障害、病弱などの障害についても、それぞれの教育法や心理、病理などに関する科目も設置しており、幅広く特別支援教育について学べることとしている。

本学では、これまでに多くの特別支援学校教員を輩出しており、特別支援教育教員免許を取得してきた学生は、そのほとんどが特別支援学校や特別支援学級で教員をしている。北海道内特別支援学校の管理職も多く輩出しており、その教員要請の良き流れを途絶えさせることなく、新学科においても有為な教員人材の育成を目指すところである。

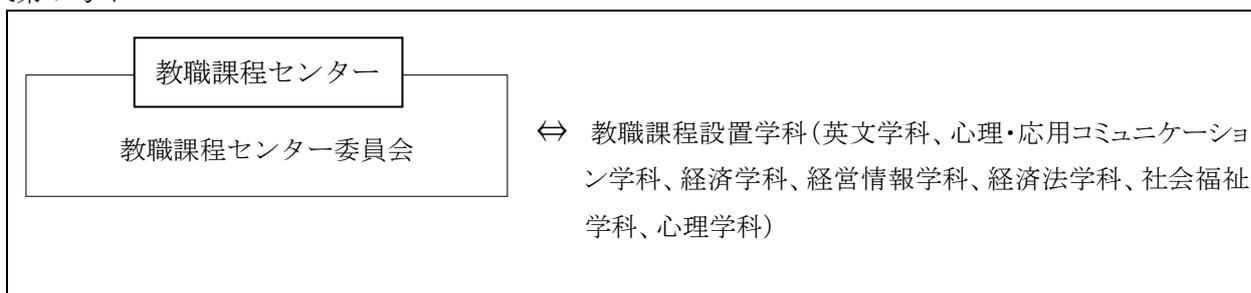
I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

組織名称：	教職課程センター
目的：	<p>全学的に教職課程を実施する組織体制において、中核となる組織として全学的な観点から教職課程を運営し、自主的に教職課程の水準を維持・向上させていく仕組みを確立することにより、本学における教員養成の充実を目的とする。</p> <p>センターではこの目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全学的な教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の策定に関する事項 2 各学科の教員養成の目標及び当該目標を達成するための計画の整合性の確保に関する事項 3 複数学科の教職課程を通じた授業科目の共通開設や、教員の配置など全学的な教育課程の編成、教員組織整備に関する調整に関する事項(授業科目の担任、分担、非常勤講師及び臨時講師に関する事項を含む) 4 各学科等における教育課程・授業科目の状況及びシラバスの確認の実施に関する事項 5 教職科目等に係る学修成果に関する情報の集約・分析の実施に関する事項 6 教職課程に係る全学的な観点からのFD・SDの実施に関する事項 7 教職課程に係る情報公表の実施に向けた各学科等におけるデータの収集の実施、整合性の確保に関する調整に関する事項 8 教職を目指す学生獲得に向けた戦略の策定、関連する取組の実施に関する事項 9 教職課程の学生に対する履修指導・進路指導等の実施に関する事項 10 関係機関等との連携・交流に関する連絡調整の実施、全学的な整合性の確保に関する事項 11 教職課程の自己点検・評価の実施、学内及び外部からのフィードバックに対する対応に関する事項 12 教職支援室に関する事項 13 教育実習に関する事項 14 教職年報の刊行に関する事項 15 その他センターの任務を達成するために必要な事項 <p>このセンターに教職課程センター委員会を置く。</p>
責任者：	教職課程センター長
構成員(役職・人数)：	教職課程センター長、教職課程設置学科の教育職員1名ずつ、教育支援課第二課長、教育支援課第三課長、就職支援課長、計12名
運営方法：	上記センターに教書課程センター委員会を設置し、月1回・年12回程度の委員会を開催する。委員会センター運営の基本方針に関する事項、センターの活動計画及び実施に関する事項、センターの管理運営に関する重要事項、その他学長、副学長又はセンター長の諮問した事項、その他教職課程の組織及び運営に関する重要な事項について審議を行う。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図

様式第7号イ



II. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

札幌市教育委員会が実習受け入れに当たっての説明会を開催しており、その場で前年度実習に係る現場からのアンケート結果(自由記述)を他大学含め公開しているため、本学での指導に活用している。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等①

取組名称： 学生ボランティア事業

連携先との調整方法： 札幌市教育委員会とメールで連絡を取り合い実施

具体的な内容： 札幌市教育委員会との協定で、札幌市立学校・園に対して教育委員会がボランティアの派遣希望を募り、取りまとめた一覧表を協定大学に配布。協定大学は一覧表を学生に提示し、学生から申し出のあった希望派遣先を集約し、教育委員会に回答する。教育委員会は回答を受けて、派遣先を決定し、協定大学の学生をボランティアに派遣している。

主なボランティアの内容として、少人数指導の補助や個別指導の必要がある児童生徒の指導補助、スキー授業の補助などがある。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称： 草の根教育実習

連携先との調整方法： 北海道教育委員会とメールで連絡を取り合い実施

具体的な内容： 北海道教育委員会主催で道内公立学校に対して教育委員会が短期実習の派遣希望を募り、取りまとめた一覧表を協定大学に配布。協定大学は一覧表を学生に提示し、学生から申し出のあった希望派遣先を集約し、教育委員会に回答する。教育委員会は回答を受けて、派遣先を決定し、協定大学の学生を短期間(3~5日程度)派遣している。

主な実習の内容として、児童生徒理解やへき地複式教育を学ぶための観察学習、実施可能な韓でのTTや教壇実習などの教科指導、地域理解につながる行事等への参加などがある。

III. 教職指導の状況

教職課程センター所属の教員を4名配置し、教職課程履修者に対し履修から実習、資格取得、教員採用までの一貫した学生支援を授業の内外で行っている。また、教職支援室を設置し、教職支援員2名を配置している。支援室では教育実習に臨む学生への指導や実習に関する提出物の指導を行っており、センター所属教員とともに教職を目指す学生の日常的な相談窓口として「教職に関すること」、「教員採用」、「教育実習」などの相談にのっている。

教職課程履修者が早期の段階から学校現場等に触れる機会を重視しており、学年別に行っている

様式第7号イ

教職課程ガイダンスで学校ボランティア活動の重要性やメリットを説明し、学生に参加を促している。ボランティアに参加した学生にアンケートを取り、次年度以降の学生が参考にできるようガイダンスで資料を配布・紹介している。

教職課程ガイダンスを年度初めのオリエンテーション期間に学年別で行っており、教員を目指すに当たっての心構えや状況、SNS 等で個人情報の扱いや実習校等への配慮などについて指導している。履修上の注意点を学年別に説明し履修状況を確認させている。また、教員採用試験の合格状況や試験の当年度と昨年度を比較しての変更点などについて紹介している。

介護等体験については参加希望者に説明会を開催し、介護等体験の意義・実施方法・注意事項・心構えを指導している。介護等体験終了後に事後レポートの提出を求め、指導を行っている。

ガイダンスのほか、履修に係る相談は教育支援課教務係の教職担当職員が学生の個別状況に合わせて単位の不足等がないように指導している。

教育実習へ臨む学生がスムーズに実習に入れるよう事前事後指導の一環として通常 4 年次に配置している科目だが、3 年次の段階で実習予定学生を集め、事前指導として学園内高校の管理職による教員としてのやりがいや意義、学校現場の実情について講演を行うとともに、4 年次学生による体験報告を通して心構えを指導している。

教員採用試験に向けてセンター所属教員と教職支援員とで教科別勉強会、特別支援教育学習会を分担して行い、指導に当たっている。勉強会は計 40 回程度を年間に開催している。対策の一環として、北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の問題等を複写し、学生が自由に閲覧できるよう教職支援室内に配架し、自習する学生に助言を行っている。この他、資料として中学校用・高等学校用の社会科、英語科、地理・歴史科、公民科、情報科、商業科や特別支援学校用の教科書を教科書目録の検定済年が更新された都度購入し学生が常に最新の教科書に触れられるようにしている。

試験対策の一環に当年度教員採用試験合格者による体験報告会を開催し、3 年次学生を中心に集め、合格に向けた試験勉強方法の他、ボランティア等取り組んだ事例を合格した校種・教科別に報告する機会を設けている。

就職支援課において、求人票の紹介はもちろん、ガイダンスとして 2 年次から特別支援学校教員への心構えや求められる人材像について取り扱う特別支援学校教員講座を実施するほか、教育委員会人事担当者による教員採用試験の概要や求める教員像について講座を設け、出口となる教員採用試験対策や採用後のギャップを軽減する取り組みを行っている。

教員採用試験への対策として、前述の勉強会のほかに出願書類の自己推薦書の添削を行っている。また、1 次試験合格者向けに 2 次試験の面接対策として模擬面接を教員・教職支援員の分担により行っている。加えて、2 次試験に向け教科等指導法の添削指導等を行っている。

採用決定後の様々な手続きや学校現場を紹介してもらうため、教員採用予定者向けにオリエンテーションを行っている。講師として現職教員（本学卒業生）招き、校種・教科別に実体験を交えながら話をしてもらい、適宜学生から質疑応答を行える機会を設けている。

教員採用試験不合格者に対し、私立・公立学校の期限付き採用等の紹介を行い、教職員としての採用について支援している。

様式第7号ウ

＜社会福祉学科＞(認定課程:中一種免(社会))

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	<p>教職入門で、将来教師を目指そうとする学生が知っておかなければならない事柄を知識として伝えつつ、現在の社会情勢の中で教師に求められるものは何か、を具体的な事例を通して検討し学生自らが答えられる、もしくは自分なりの考えを構築できるようなアクティブラーニング型展開を行い、将来学校教員を目指す意志を明確に持つことを到達目標としている。</p> <p>社会福祉学入門では、学科専任教員によるオムニバス形式で社会福祉学の概要や領域といった基礎的な内容の理解を目指し、同様に社会福祉概説Ⅰも社会福祉の原理について理解することとしている。</p>
	後期	<p>教育学では、教育学におけるいくつかの基礎的な諸概念の理解を通じて、教育をという現象を歴史的かつ原理的に考察する能力を鍛える。その一環として、受講者自らが、「教育の定義」を試みることによって教育現象の多様性に気づき、かつ教育の本質(教育とは何か)について自ら深く省察できるようになることである。</p> <p>社会福祉の歴史と思想では、国内外の社会福祉の歴史と思想を学ぶとともに価値観や倫理観などの思想の変遷への理解を目指す。人間の発達と社会では、ヒトの生涯発達の体系的理解の上に社会や環境などの相互作用について理解することとしている。また、社会福祉概説ⅡではⅠに続けて、社会福祉に求められている福祉ニーズや福祉政策など社会との関連性に焦点を当てつつ広く社会福祉を理解することを目標としている。</p>
2年次	前期	<p>教育行政論では、教育行政・政策・制度・法規の基本的事項についての知識を身につけるとともに、教職および学校教育の実際に必須の重要課題について、構造的理解を深めるとともに行政・家庭・地域社会等によって教育が支えられている事を理解することとする。</p> <p>特別活動・総合的な学習時間の指導法では、「総合的な学習の時間」の領域として、自分の経験を報告し互いに協議することを通して課題を見出し、本来の目的と意義に沿った年間計画の作成に取り組むこととする。また、「特別活動」では、各種活動の意義や目的を確認することで道徳教育や教科教育との関係を理解し、「社会に開かれた教育課程」の視点で児童生徒に有用性を感じさせる各種活動の計画を作成できることを到達目標とする。</p> <p>教育相談論では、教育相談に関わる基本的用語を理解したうえで教育相談の現状や事例についての認識を持つことや児童生徒理解の重要性を自分なりに感じることを目標とする。</p> <p>日本史Ⅰ〔前近代〕や世界史、法学概論、現代社会学、地理学は、中学社会での具体的な指導内容である地理、歴史や公民分野での各論について専門性を担保することを目標としている。</p>
	後期	<p>教育心理学では、基礎的な心理学的知識を基に、教育現場での授業作りのための思考方法や技術を学び、発達障害児や不適応生徒への理解を深め、その対策について知識を習得することを到達目標とする。</p> <p>特別支援教育概論では、特別支援教育が開始されるまでの背景や理念を理解し、対象となる障害についての特性や支援方法、特別支援教育の教育課程や学習内容について説明できることとする。</p> <p>教育方法・情報通信技術論では、教師に求められる教育方法と技術に関する知識と技能を習得すると同時に基礎的なIT技術の習得することおよび将来の展開ができることを到達目標とする。</p> <p>道徳教育の理論と実践では、道徳教育に関する全般的な理解を促し、学校教育における道徳教育の役割を知るとともに、「道徳の授業」についての実践的な態度を養うこととする。</p> <p>日本史Ⅱ〔近現代〕や地誌概説、現代政治学及び現代資本主義論を学ぶことで中学社会での指導内容である地理、歴史、公民分野での専門的な内容の理解と習得を目指している。</p>
3年次	前期	<p>社会科教育法Ⅰ(地理歴史)では、社会的事象に対する調査・考察・議論等を積み重ねながら合理的な社会認識形成を行い、地理や歴史などの社会科教育の実践的な教授法を身に付けることとする。</p> <p>社会科教育法Ⅱ(公民)では、中学校社会科が果たす役割を理解し、公民的分野の構成内容を地理的分野、歴史的分野等との関連を図りながら理解し、教材化するなどの優れた授業実践ができる資質能力を育成することとする。</p> <p>社会科教育実践指導Ⅰでは、中学校社会の教員として、社会科教員としての資質能力とは何か、生徒の社会科理解、学習指導案の作成、教材・教具について、発問の仕方、板書、評価、試験問題の作成について学び、模擬授業を通し実践に結び付けて理解することとする。</p> <p>日本経済論Ⅰや社会思想史、労働法及び社会保障法は、より専門性の高い次年度の教育実習での授業を視野に入れた科目を設置している。特に、労働法や社会保障法は、本学科の基盤である社会福祉学における法的根拠や背景となるものであり、本学科ならではの視座を有する科目であり、より高度な専門性を担保するものとして、理解と知識の習得を目指している。</p>

	後期	<p>生徒・進路指導の理論と実践では、生徒指導としてよりよい人格の発達や自主性・自発性を基礎とした社会性の発達を、生徒の置かれている社会環境に即して生活全般にわたって指導できることや、進路指導として人生を通じたキャリアの在り方を認識し、課題を明らかにすることができることを到達目標としている。</p> <p>社会科教育実践指導Ⅱでは、生徒の実態をもとに、教材・教具の活用、授業の組み立て、導入の工夫、発問の仕方、板書、評価およびICTの活用やアクティブラーニング等を取り入れた社会科授業に必要な力量を実践で身に付けていくこととする。</p>
4年次	通年	<p>教育実習事前事後指導では、前期6回の事前指導と後期1回の事後指導を行い、教育実習に対する理解を深め、教育実習における各指導について実習校の指導の下、行うことができる基礎的スキルを習得する。また、教育実習に臨む基本的態度や考え方(社会人としての基礎的素養も含む)についての知識やスキルのより一層の理解を深めることとしている。</p> <p>教育実習Ⅰ(中学校)では、大学における教職課程カリキュラムの一環として、講義等で得た知識や理論、方法論、技術等を実践の場で具体的に展開し、教育実習という経験からさらなる学びを深めることを目指す。</p> <p>また、教員免許を取得し卒業後に学校教員として働くことを前提とした上で必要な知識やスキルを身につけることを到達目標としている。</p>
	後期	<p>教職実践演習(中・高)では、教職課程の最後の仕上げとして、教育実習の成果を踏まえ、教科内容理解と授業実践能力、生徒理解と学級経営の知見、そして教師に必要な人間関係能力などについて、総合的かつ集団的に考察することを通じて、教職への意欲の向上と実践的資質の育成をはかることとしている。</p>

4年次	前期							
	通年	4	教育実習事前事後指導					
		4	教育実習 I (中学校)					
	後期	4	教職実践演習(中・高)					

様式第7号ウ

＜社会福祉学科＞（認定課程：高一種免（公民））

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	<p>教職入門では、将来高校教師を目指そうとする学生が知っておかなければならない事柄を知識として伝えつつ、現在の社会情勢の中で高校教師に求められるものは何か、を具体的な事例を通して検討し学生自らが答えられる、もしくは自分なりの考えを構築できるようなアクティブラーニング型展開を行い、将来高校教員を目指す意志を明確に持つことを到達目標としている。</p> <p>1年前期には社会福祉学の基本について理解させるため、社会福祉学入門では、学科専任教員によるオムニバス形式で社会福祉学の概要や領域といった基礎的な内容の理解を目指し、同様に社会福祉概説Ⅰも社会福祉の原理について理解することとしている。</p> <p>高校公民の「政治・経済」では、法などの多様な視点からよりより社会の構築にむけて課題解決できる人材育成が求められており、本学科ではそのような人材育成に携わる高校教員に必要な大切な科目として、1年生の前期に日本国憲法を設定し、日本国憲法が社会生活にどのように活かされ、あるいはどの点で力を発揮できていないのかを考えることができることを目標として設置している。</p>
	後期	<p>教育学では、教育学におけるいくつかの基礎的な諸概念の理解を通じて、教育という現象を歴史的かつ原理的に考察する能力を鍛える。その一環として、受講者自らが、「教育の定義」を試みることによって教育現象の多様性に気づき、かつ教育の本質（教育とは何か）について自ら深く省察できるようになることである。</p> <p>社会福祉の歴史と思想では、国内外の社会福祉の歴史と思想を学ぶとともに、人間社会に普遍的な価値や倫理も含めて専門的内容について理解することを目指す。人間の発達と社会では、社会や環境との相互作用の観点を踏まえながら、人間の生涯発達に関する体系的な理解を目標とする。また、社会福祉概説Ⅱでは社会福祉概説Ⅰの内容を基礎としながら、福祉ニーズや福祉政策などについて社会福祉と社会と関連性に焦点を当てつつ、社会福祉を社会的文脈に位置づけながら理解することを目指す。</p>
2年次	前期	<p>教職必修科目『教育心理学(A)』と『特別支援教育概論(A)』、『教育行政論(A)』、『特別活動・総合的な学習時間の指導法(A)』、『教育方法・情報通信技術論(A)』、『教育相談論(A)』</p> <p>教育心理学(A)では、基礎的な心理学的知識を基に、教育現場での授業作りのための思考方法や技術を学び、発達障害児や不適応生徒への理解を深め、その対策について知識を習得することを到達目標とする。</p> <p>特別支援教育概論(A)では、特に発達障害等のある生徒が通常学級に在籍することが増えていることに鑑み、対象となる障害についての特性や支援方法、特別支援教育の教育課程や学習内容について説明できることとする。</p> <p>教育行政論(A)では、教育行政・政策・制度・法規の基本的事項についての知識を身につけるとともに、教職および学校教育の実際に必須の重要課題について構造的な理解を深めるとともに、義務教育ではない高校において地域行政が教育にはたしている役割について理解することとする。</p> <p>特別活動・総合的な学習時間の指導法(A)では、「総合的な学習の時間」の領域として、自分の経験を報告し互いに協議することを通して課題を見出し、本来の目的と意義に沿った年間計画の作成に取り組むこととする。また、「特別活動」では、各種活動の意義や目的を確認することで道徳教育や教科教育との関係を理解するとともに、クラブ活動等の指導についても議論し自分なりの考えを持てることを到達目標とする。</p> <p>教育方法・情報通信技術論(A)では、教師に求められる教育方法と技術に関する知識と技能を習得すると同時に基礎的なIT技術の習得することおよび将来の展開ができることを到達目標とする。</p> <p>教育相談論(A)では、教育相談に関わる基本的用語を理解したうえで教育相談の現状や事例についての認識を持つことや児童生徒理解の重要性を自分なりに感じることを目標とする。</p> <p>法学概論、社会福祉と法、現代社会学は、公民での具体的な指導内容である法律学、社会学での各論について専門性を担保することを目指す。</p>
	後期	<p>前期同様展開による『教育心理学(B)』と『特別支援教育概論(B)』、『教育行政論(B)』、『特別活動・総合的な学習時間の指導法(B)』、『教育方法・情報通信技術論(B)』、『教育相談論(B)』</p> <p>『教育心理学(B)』と『特別支援教育概論(B)』、『教育行政論(B)』、『特別活動・総合的な学習時間の指導法(B)』、『教育方法・情報通信技術論(B)』、『教育相談論(B)』の到達目標は(A)と同様。学生の履修上の利便性に鑑み、同じ授業展開科目を前期に(A)、後期に(B)とし設定している。</p> <p>現代政治学及び現代資本主義論、現代哲学、国際政治学を学ぶことで公民の指導内容である政治学、経済学、哲学等の分野における専門的知識の習得及び内容の理解を目指している。</p>

3年次	前期	<p>教職必修科目『生徒・進路指導の理論と実践(A)』と『公民科教育法』</p> <p>生徒・進路指導の理論と実践(A)では、生徒指導としてよりよい人格の発達や自主性・自発性を基礎とした社会性の発達を、生徒の置かれている社会環境に即して生活全般にわたって指導できることや、進路指導として進学や就職を問わず人生を通じたキャリアの在り方を認識し、課題を明らかにすることができることを到達目標としている。</p> <p>社会科教育法Ⅱ(公民)では、中学校社会科が果たす役割を理解し、公民的分野の構成内容を地理的分野、歴史的分野等との関連を図りながら理解し、教材化するなどの優れた授業実践ができる資質能力を育成することとする。</p> <p>日本経済論Ⅰや社会思想史、労働法及び社会保障法は、次年度の教育実習を視野に入れて設置している。特に、労働法や社会保障法は、本学科の基盤である社会福祉学における法的根拠や背景となるものであり、本学科の特色を反映した科目であり、より高度な専門性を担保するものとして、専門知識の理解・習得を目指している。</p>
	後期	<p>教職必修科目『生徒・進路指導の理論と実践(B)』と『社会科教育法Ⅱ(公民)』</p> <p>生徒・進路指導の理論と実践(B)は前期の(A)と同様である。</p> <p>公民科教育法では、世界史、日本史、地理等地歴科科目との関連を図りながら理解し教材化していくことができるとともに、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質の育成について理解することとする。</p>
4年次	通年	<p>教職必修科目『教育実習事前事後指導』および『教育実習Ⅱ(高等学校)』</p> <p>『教育実習事前事後指導』では、前期6回の事前指導と後期1回の事後指導を行い、教育実習に対する理解を深め、教育実習における各指導について実習校の指導の下、行うことができる基礎的技能を習得する。また、教育実習に臨む基本的態度や考え方(社会人としての基礎的素養も含む)についての知識や技能のより一層の理解を深めることとしている。</p> <p>『教育実習Ⅱ(高等学校)』では、大学における教職課程カリキュラムの一環として、講義等で得た知識や理論、方法論、技術等を実践の場で具体的に展開し、教育実習という経験からさらなる学びを深めることを目指す。</p> <p>また、教員免許を取得し卒業後に学校教員として働くことを前提とした上で必要な知識や技能を身につけることを到達目標としている。</p>
	後期	<p>教職必修科目『教職実践演習(中・高)』</p> <p>教職実践演習(中・高)では、教職課程の最後の仕上げとして、教育実習の成果を踏まえ、教科内容理解と授業実践能力、生徒理解と学級経営の知見、そして教師に必要な人間関係能力などについて、総合的かつ集団的に考察することを通じて、教職への意欲の向上と実践的資質の育成をはかることとしている。</p>

様式第7号ウ（教諭）

＜社会福祉学科＞（認定課程：高一種免（公民））

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称						
		各教科の指導法に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等		教科に関する専門的事項に関する科目	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	その他教職課程に関連のある科目	
年次	時期	科目区分	必要事項	科目名称				
1年次	前期	2 C		教職入門	社会福祉学入門		日本国憲法	地域デザイン論
					社会福祉概説Ⅰ		情報入門	
								英語Ⅰ
	後期	2 BG		教育学	社会福祉の歴史と思想			心理学と心理的支援
					人間の発達と社会			
					社会福祉概説Ⅱ			
通年						体育実技Ⅰ	生涯学習概論	
2年次	前期	2 D		教育行政論	法学概論			生涯学習支援論Ⅰ
		3 IJ		特別活動・総合的な学習の時間の指導法	社会福祉と法			家庭教育と社会教育
		3 M		教育相談論	現代社会学			
	後期	2 E		教育心理学	国際政治学			公的扶助論
		2 F		特別支援教育概論	現代資本主義論			ソーシャル・ビジネス論
		3 K		教育方法・情報通信技術論	現代哲学			医療経済学
					現代政治学			生涯学習支援論Ⅱ
3年次	前期			社会科教育法Ⅱ（公民）	日本経済論Ⅰ			社会福祉管理運営論
					国際経済学Ⅰ			ソーシャル・マネジメント論
					社会思想史			現代の精神保健の課題と支援Ⅰ
					労働法			社会福祉研究法Ⅰ
					社会保障法			社会福祉調査論
								青少年問題と社会教育
	後期	3 LN		生徒・進路指導の理論と実践				地方自治論
				公民科教育法				行政法
							社会福祉研究法Ⅱ	
前期								

4年次								
	通年	4		教育実習事前事後指導				
		4		教育実習Ⅱ(高等学校)				
後期	4		教職実践演習(中・高)					

様式第7号ウ

＜社会福祉学科＞（認定課程：特一種免（知・肢・病））

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	教職入門では、将来高校教師を目指そうとする学生が知っておかなければならない事柄を知識として伝えつつ、現在の社会情勢の中で教師に求められるものは何か、を具体的な事例を通して検討し学生自らが答えられる、もしくは自分なりの考えを構築できるようなアクティブラーニング型展開を行い、将来教員を目指す意志を明確に持つことを到達目標としている。1年生の前期に日本国憲法を設定し、日本国憲法が社会生活にどのように活かされ、あるいはどの点で力を発揮できていないのかを考えることができることを目標として設置している。
	後期	教育学におけるいくつかの基礎的な諸概念の理解を通じて、教育という現象を歴史的かつ原理的に考察する能力を鍛える。その一環として、受講者自らが、「教育の定義」を試みることによって教育現象の多様性に気づき、かつ教育の本質（教育とは何か）について自ら深く省察できるようになることである。
2年次	前期	知的障害や肢体不自由について発達や周辺環境との相互作用など心理面での理解と具体的な支援の方法について理解をすることを目標としている。表出言語が十分に発達していない場合のコミュニケーションや肢体不自由による制限された運動の中でも周辺環境との相互作用など、視覚教材を有効活用することとしている。知的障害教育方法論Ⅰ、病弱教育方法論については、各障害ごとの教育方法を視覚教材や現職の卒業生教員の講義も交え、理解と知識を深めることとする。重複障害等について、その歴史的理解と教育方法の変遷と現在の支援の在り様について見識を深めることとしている。
	後期	病弱障害について発達や周辺環境との相互作用など心理面での理解と具体的な支援の方法について理解をすることを目標としている。知的障害教育方法論Ⅱでは、特に知的障害のある発達障害について臨床的理解を深めることとしている。肢体不自由教育方法論では、教育方法を視覚教材や現職の卒業生教員の講義も交え、理解と知識を深めることとする。
3年次	前期	知的障害の病理について理解することとしている。身体の発達の遅れやう医療的ケアの問題など、教育と医療現場に即した知識の蓄積を到達目標としている。障害児教育論では障害児教育の歴史的背景の理解目的としている。そのほか、（知・肢・病）ではない視覚障害について、その歴史的理解と教育方法の変遷と現在の支援の在り様について見識を深めることとしている。
	後期	肢体不自由、病弱について、その病理について理解することとしている。身体の発達の遅れやう医療的ケアの問題など、教育と医療現場に即した知識の蓄積を到達目標としている。聴覚障害について、その歴史的理解と教育方法の変遷と現在の支援の在り様について見識を深めることとしている。
	通年	大学における教職課程カリキュラムの一環として、講義等で得た知識や理論、方法論、技術等を実践の場で具体的に展開することができ、教員免許を取得し卒業後に学校教員として働くことを前提とした上で必要な知識や技能、特に学習指導案の作成ができるようになることを到達目標としている。 また教育実習においては、臨床経験を積むことで将来の特別支援学校教員としての必要な学びを積むこととする。
4年次	後期	教職必修科目『教職実践演習（中・高）』 教職実践演習では、教職課程の最後の仕上げとして、教育実習の成果を踏まえ、教科内容理解と授業実践能力、生徒理解と学級経営の知見、そして教師に必要な人間関係能力などについて、総合的かつ集団的に考察することを通じて、教職への意欲の向上と実践的資質の育成をはかることとしている。

様式第7号ウ（特支）

<社会福祉学科>（認定課程：特一種免（知・肢・病））（基礎免許状となる課程：中一種免（社会））

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称									
		基礎となる教諭の免許状に関する履修カリキュラム						特別支援教諭免許状に関する履修カリキュラム			その他教職課程に関連のある科目
		教育の基礎的理解に関する科目等		教科(領域)に関する専門的事項		大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	特別支援教育に関する科目			
年次	時期	科目	必要	科目名称				科目	中心	科目名称	
1年次	前期	2	C	教職入門	社会福祉学入門		日本国憲法				
					社会福祉概説I		情報入門				
							英語I				
	後期	2	BG	教育学	社会福祉の歴史と思想						医学概論
					人間の発達と社会						
通年				社会福祉概説II							
2年次	前期	2	D	教育行政論	日本史I〔前近代〕			2	知	知的障害者の心理	精神保健ソーシャルワークの理論と方法I
		3	IJ	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	世界史			2	肢	肢体不自由者の心理	
		3	M	教育相談論	法学概論			3	知	知的障害教育方法論I	
					現代社会学			3	病	病弱教育方法論	
	後期				地理学			7	LD	重複障害・LD等教育論	
		2	E	教育心理学	日本史II〔近現代〕			2	病	病弱者の心理	精神保健ソーシャルワークの理論と方法II
		2	F	特別支援教育概論	地誌概説			3	知	知的障害教育方法論II	精神保健福祉の原理I
		3	K	教育方法・情報通信技術論	現代政治学			3	肢	肢体不自由教育方法論	
	3	H	道德教育の理論と実践	現代資本主義論							
3年次	前期			社会科教育法I(地理歴史)	日本経済論I			1		障害児教育論	保健医療と福祉
				社会科教育法II(公民)	社会思想史			2	知	知的障害者の病理保健	精神医学と精神医療I
				社会科教育実践指導I	労働法			7	視	視覚障害教育論	精神保健福祉の原理II
	後期				社会保障法						
		3	LN	生徒・進路指導の理論と実践				2	肢	肢体不自由者の病理保健	スクールソーシャルワーク論
	通年				社会科教育実践指導II			2	病	病弱者の病理保健	精神医学と精神医療II
							7	聴	聴覚障害教育論	精神保健福祉制度論	
	通年						8		障害児教育実習		
4年次	前期										精神障害者リハビリテーション論
	通年	4		教育実習事前事後指導							
4			教育実習I(中学校)								
	通年	4		教職実践演習(中・高)							

